

## 第〇号議案 代表理事選任の件

議長は、理事たる代表理事〇〇〇〇が平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって任期満了退任したのに伴い、代表理事の資格を喪失したことになったので、後任者を選任しなければならない旨を述べ、全員協議の結果、次の代表理事が選任され、その承認を承諾した。

代表理事（理事長） 〇〇〇〇

議長は、以上をもって議案の審議を終了した旨を告げ午前（後）〇〇時〇〇分に閉会を宣す。

本理事会の議事の審議要領及びその結果を明確ならしめるため、本議事録を作成し、議長並びに出席理事は、次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇協同組合 平成〇〇年度第〇回理事会

議長	〇〇〇〇	印
出席理事	〇〇〇〇	印
出席理事	〇〇〇〇	印

組合法第36条の七第1項では「議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない」とし、「署名」のみで差し支えないことが明示された。

しかし、組合の登記に関する規則である「法人登記規則」第7条が準用する「商業登記規則」第61条第4項第3号では、代表取締役の変更(同一人の退任と就任が連続して行われる「重任」を含む。)の登記申請書には、取締役会の決議によって代表取締役を選定した場合には、出席した取締役及び監査役が取締役会の議事録に押印した印鑑について市区町村長が作成した証明書を添付しなければならないこととされている。

よって作成時には、改正法による記載要求事項を満たした上で、従来通り記名押印しておく方が便宜である。

## 2. 総会議事録

総会の議事については議事録を作成しなければならないことが明示され、総会の会日から10年間、その議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬこととされました。

### (1) 記載項目

- ①総会が開催された日時及び場所
- ②総会の議事の経過の要領及びその結果
- ③総会に出席した理事又は監事の氏名
- ④総会の議長が存するときは、議長の氏名
- ⑤議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

### (2) 記載項目

#### 平成〇〇年度通常総会（総代会）議事録

〇〇〇〇協同組合

- 1. 招集年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2. 開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
午前（後）〇〇時〇〇分